

給付終了の異動願(届)及び認定報告

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり願出(届出)いたします。

貸与奨学金及び2020年度以降の給付奨学金(新制度)の「異動願(届)」は様式が異なります。別途作成してください。

誓約書の機構送付(学校記入項目。送付済の場合は。誓約書を送付していない場合、本願(届)を作成できません。)

届出年月日	20	年	月	日
学籍番号				
生年月日	西暦	年	月	日
学部・学科 (課程・研究科)	フリガナ		学年	年
奨学生番号	0	氏名		

以下、該当する異動種別(【退学】【辞退】等)及び異動事由(病気、経済事情等)をで選択。**太枠は必須。**

※振込超過がある場合は処理ができないため、返戻が必要。

記入者	<input type="checkbox"/> 【退学】		※「決定日」は、授業料未納により退学日/除籍日が遡る場合に記入。 (休学から復学せず退学/除籍となり、その日付が遡る場合も同様に記入。) 決定日に基づいた異動始期で「退学(除籍)」の入力をしてください。 ●授業料未納により退学日/除籍日が遡りますか。いいえ → 記入不可 ↓ はい 記入必須 →				
奨学生	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 経済事情 <input type="checkbox"/> 一身上 <input type="checkbox"/> その他						
学校	退学日/除籍日	20		年	月	日	
			退学/除籍決定日	20	年	月	日

記入者	<input type="checkbox"/> 【辞退】(奨学生の自署が必要)		※卒業期記入上の注意点	
奨学生	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 経済事情 <input type="checkbox"/> 他奨学生採用 <input type="checkbox"/> 一身上 <input type="checkbox"/> その他 最終受領希望年月 20		すでに退学/除籍が決定しているが退学日/除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されており、最終振込年月までで辞退する場合は、上の「退学日/除籍日」欄に記入する。 ※ 学籍確認のため「卒業期」の記入は 必須 。	
学校	卒業期※	20		

記入者	<input type="checkbox"/> 【辞退(自宅通学への変更)】※1 (奨学生の自署が必要)		辞退(自宅通学への変更)の注意点		
奨学生	入居日(自宅外→自宅)	20	年	月	日
学校	卒業期※2	20	年	月 (見込)	
※1 対象は2017年度採用者のみ。ただし、社会的養護を必要とする人として採用された者を除く。 ※2 学籍確認のため 卒業期 の記入は 必須 。 ※ 入居日に基づく異動始期の前月以前の異動始期で辞退する場合は、本欄ではなく、上の「辞退」欄を使用する。					

記入者	<input type="checkbox"/> 【辞退(短縮卒業・修了)】				
学校	卒業日/修了日	20	年	月	日

記入者	<input type="checkbox"/> 【死亡】					
学校	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> その他	死亡日	20	年	月	日

以下、学校記入欄

1. 「退学」又は「辞退」に伴う適格認定の認定報告

以下のとおり認定しましたので、報告します。

廃止(返還が必要)に該当しない

廃止(返還が必要)
「給付様式17-別紙A」の添付が必要

次の(1)~(3)のいずれかに該当し、又は該当することが見込まれ、当該学業成績がやむを得ない事由によるものであると認められないとき

- (1) 卒業延期が確定した者
- (2) 当年度の修得単位(科目)数が標準的な修得単位(科目)数の1/2以下の者
- (3) 前号の規定にかかわらず、在学学校長が当年度の修得単位(科目)数が著しく少ないと認めた者

2. 振込超過

振込超過 有 無 20

※振込超過がある場合は異動の入力を行わず、「振込金受取書」のコピーとともに「給付終了の異動願(届)及び認定報告」を本機構に送付してください。
組戻しを依頼した場合も異動の入力を行わずに送付してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 20

学 校 名 大阪大学

担当部長(※) 教育・学生支援部長

※証明者は**部長**相当職以上の方としてください。

連絡事項記入欄

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
06 - 6850 - 5037	106005	01

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(機構使用欄)

最終振込年月	20	年	月	振込超過	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	20	年	月	~	20	年	月	要返戻金額	円
--------	----	---	---	------	---	----	---	---	---	----	---	---	-------	---

提出先	郵送の要否	スカラAC入力
異動・補導係	必要	必要

「給付終了の異動願(届)及び認定報告」の記入例

給付終了の異動願(届)及び認定報告

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【退学】	※「決定日」は、授業料未納により退学日/除籍日が遡る場合に記入。 (休学から復学せず退学/除籍となり、その日付が遡る場合も同様に記入。) 決定日に基づいた異動始期で「退学(除籍)」の入力をしてください。	
奨学生	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 経済事情 <input checked="" type="checkbox"/> 一身上 <input type="checkbox"/> その他	●授業料未納により退学日/除籍日が遡りますか。いいえ → 記入不可	
学校	退学日/除籍日 20 23 年 9 月 21 日	はい 記入必須 →	退学/除籍 決定日 20 年 月 日

●退学/除籍の注意点

- ・異動始期は退学日/除籍日の翌月(月の初日はその月)。上記例の異動始期は2023年10月。2023年9月1日の場合は2023年9月。
- ・退学日/除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されている場合は、「停止」(事由:異動処理都合)を入力後、「退学」の入力を行う。
(例) 3月31日付退学だが1月分より保留中
⇒ × 1月を異動始期とする「退学」
○ 1月を異動始期とする「停止」(事由:異動処理都合)を入力後、4月を異動始期とする「退学」を入力。
- ・授業料未納により退学日/除籍日が遡る場合は、必ず「退学/除籍決定日」欄も記入。退学/除籍決定日の翌月(月の初日はその月)を異動始期とする「退学」の入力が可能。「停止」中の場合も同様の取扱いが可能。

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【辞退】(奨学生の自署が必要)	※卒業期記入上の注意点	
奨学生	<input type="checkbox"/> 病気 <input checked="" type="checkbox"/> 経済事情 <input type="checkbox"/> 他奨学生採用 <input type="checkbox"/> 一身上 <input type="checkbox"/> その他 最終受領希望年月 20 23 年 9 月 分迄	すでに退学/除籍が決定しているが退学日/除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されており、最終振込年月までで辞退する場合は、上の「退学日/除籍日」欄に記入する。 ※ 学籍確認のため「卒業期」の記入は必須。	
学校	卒業期※ 20 27 年 3 月 (見込)		

●辞退の注意点

- ・奨学生本人の自署が必要。
- ・奨学生本人による「最終受領希望年月」欄の記入が必要。
- ・学校による「卒業期」欄の記入が必要。
- ・異動始期は最終受領希望年月の翌月。上記例の異動始期は2023年10月。
- ・「休止」又は「停止」中の「辞退」の異動始期は、「辞退」の入力を行う月の翌月。ただし、「休止」又は「停止」の期間が2年を超える場合の「辞退」については、2年を超えた月が異動始期となるため、そのようにできない場合は入力せず「給付終了の異動願(届)及び認定報告」を送付する。
(例1) 2021年10月から「休止」で、2023年5月にスカラACから「辞退」入力。⇒異動始期2023年6月
(例2) 2021年10月から「休止」で、2023年11月にスカラACから「辞退」入力。⇒異動始期2023年10月とすべきだが自動的に2023年12月になるため、入力せず「給付終了の異動願(届)及び認定報告」を送付。

記入者	<input type="checkbox"/> 【辞退(自宅通学への変更)】※1 (奨学生の自署が必要)	辞退(自宅通学への変更)の注意点	
奨学生	入居日(自宅外→自宅) 20 23 年 8 月 25 日	※1 対象は2017年度採用者のみ。ただし、社会的養護を必要とする人として採用された者を除く。 ※2 学籍確認のため卒業期の記入は必須。 ※ 入居日に基づく異動始期の前月以前の異動始期で辞退する場合は、本欄ではなく、上の「辞退」欄を使用する。	
学校	卒業期※2 20 26 年 3 月 (見込)		

●辞退(自宅通学への変更)の注意点

- ・奨学生本人の自署が必要。
- ・奨学生本人による「入居日」欄の記入が必要。
- ・学校による「卒業期」欄の記入が必要。
- ・異動始期は入居日の翌月(月の初日はその月)。上記例の異動始期は2023年9月。2023年8月1日の場合は2023年8月。

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【辞退(短縮卒業・修了)】		
学校	卒業日/修了日 20 24 年 3 月 25 日		

●辞退(短縮卒業・修了)の注意点

- ・異動始期は卒業日/修了日の翌月(月の初日はその月)。
上記例の異動始期は2024年4月。2024年3月1日の場合は2024年3月。

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【死亡】		
学校	<input checked="" type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> その他	死亡日 20 23 年 9 月 2 日	

●死亡の注意点

- ・異動始期は死亡日の翌月(月の初日はその月)。上記例の異動始期は2023年10月。2023年9月1日の場合は2023年9月。
- ・組戻しが間に合う場合は、本来の異動始期の前月以前を異動始期とすることも可能。上記例の場合、2023年9月を異動始期とすることも可能。